

資料－ 1 1

平成 27 年度 第 3 回

北陸地方整備局

事業評価監視委員会

都道府県への北陸地方整備局事業評価監視委員会に諮る

対応方針（原案）に係わる意見聴取について

監第 2513 号

平成27年11月2日

北陸地方整備局長 様

新潟県知事



北陸地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の  
作成に係る意見照会について(回答)

平成27年9月30日付け国北整企画第41号、国北整港計第11号及び平成27年  
10月13日付け国北整企画第46号、国北整港計第12号の標記について、下記の  
とおり回答します。

記

地域の安全確保等のため、事業を継続する必要がある。

港 第 136号  
平成27年11月4日

国土交通省  
北陸地方整備局長 殿

富山県知事 石 井 隆



北陸地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）  
の作成に係る意見照会について（回答）

平成27年9月30日付け国北整企画第41号、国北整港計第11号  
で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

意見

事業継続に同意する。なお、今後ともコスト縮減に努め、早期の  
事業効果発現に格段の配慮を願いたい。

事務担当

土木部港湾課建設係  
TEL076-444-3337

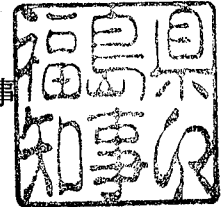
27企技第707号

平成27年10月5日

国土交通省

北陸地方整備局長 様

福島県知事



北陸地方整備局事業評価監視委員会に諮る

対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

平成27年8月5日付け国北整企画第32号及び国北整港計第9号により依頼ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 各事業に対する意見

(1) 阿賀川直轄河川改修事業

国の対応方針（原案）については、異議ありません。

なお、平成23年新潟福島豪雨等、近年の浸水被害の発生を踏まえ、早期の事業効果の発現に努めてください。

(2) 阿賀野川総合水系環境整備事業

国の対応方針（原案）については、異議ありません。

なお、引き続き良好な河川環境の形成、維持に努めてください。

(3) 一般国道289号八十里越

国の対応方針（原案）については、異議ありません。

なお、本県の復興に資する事業であることから、早期完成に努めてください。

（事務担当 土木部土木企画課 主任主査 鈴木博明 電話 024-521-7457）